赤穂 警察署の速度取締指針　（令和８年７月～12月）

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**

※　規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道２号	6：00~18：00	40km/h、50km/h
国道250号	6：00~18：00	40km/h、50km/h

各路線選定の理由

国道２号　　・・・　交通事故発生件数が多いため

国道250号　　・・・　交通事故発生件数が多いため

赤穂 警察署管内における交通実態等

○　**令和７年中の交通事故発生状況**

・人身事故が134件発生し、死者は２人、傷者は159人となっています。

・重点路線では、人身事故が42件、死者２人、傷者が53人となっています。

○　**過去３年間（R5年～R7年）下半期における重点路線での発生状況（下図参照）**

人身事故が61件、死者は１人、重傷８人、傷者は66人となっています。

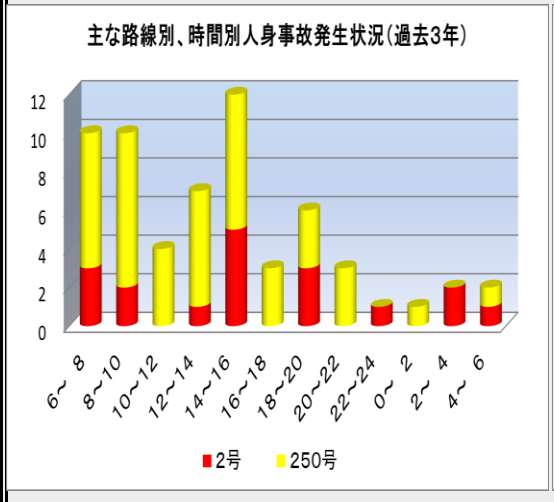

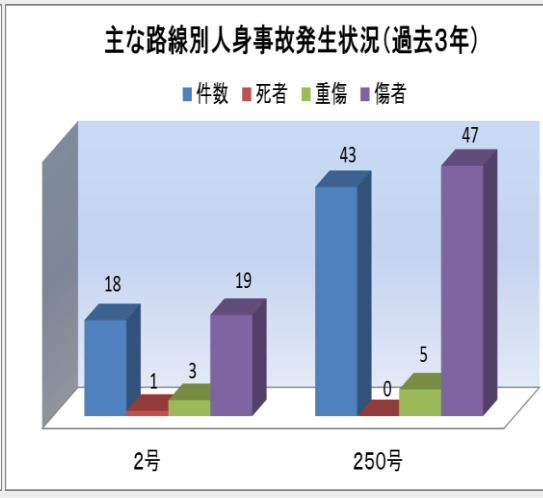

赤穂　警察署管内

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図情報を複製したものである。（承認番号　平28情複、第433号）」